

社会福祉法人緑山会 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

グランてらす小平団地

重要事項説明書

社会福祉法人 緑山会

1. 事業の目的と運営方針

(目的)

社会福祉法人緑山会が開設するユニット型指定介護老人福祉施設グランてらす小平団地（以下「ホーム」という）及びホームに併設される高齢者短期入所事業グランてらす小平団地（以下「短期入所生活介護事業所」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」、「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」、および「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」の遵守を通じて、利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(運営方針)

「グランてらす小平団地」は、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて【施設サービス計画】に基づき、利用者の居室における生活への復帰を念頭におき、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、利用者が相互に社会的関係を築きながら利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。

- 2 短期入所生活介護事業所は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指すものとします。
- 3 介護予防短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限りその居室において、相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
- 4 ホーム及び短期入所生活介護事業所並びに介護予防短期入所生活介護事業所（以下「施設」という。）は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する区市町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとします。

「良質で心のこもった医療と介護を提供し、地域の医療と福祉に貢献する」の理念を基本とし、要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することによる要介護状態の維持、改善を目的とし、計画的な介護サービスを提供します。また関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、地域社会の高齢者福祉の拠点として、地域住民の期待に応えられるよう努めます。

(1) 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 緑山会
法人所在地	山口県周南市大字須々万本郷28-1
法人の種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 齋藤 淳
電話番号	0834-88-2208

(2) ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホームグランてらす小平団地
施設の所在地	東京都小平市喜平町3丁目1番41
施設長(管理者)名	政本 光永
電話番号・FAX番号	Tel: 042-313-8961 ・ Fax: 042-313-8962
事業の種類・利用定員	特別養護老人ホーム・定員99人 併設短期入所生活介護・定員17人
指定年月日・指定番号	令和6年7月1日 / 事業所番号1374303822

2. 施設の概要

(1) 敷地及び建物の概要

敷地	2,904,00 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上4階
建築面積	1,742,05 m ²
入居定員	特別養護老人ホーム99名 / 短期入所 17名

(2) 居室及び主な設備

居室・居室トイレ	99室	ベッド、洗面台、冷暖房を備えています。
共同生活室	10エント	十分な広さの食堂を設けテーブル、椅子、ソファ、テレビ、食器などの備品類を備えています。
浴室	12室	特殊浴槽×2・一般浴槽×10を設置しています。
トイレ(共用)	34カ所	各所にトイレ・洗面を設けています。

医務室	入居者の健康管理のために、必要な医薬品及び医療器具を備えています。
	入居者の診療・診察のために、医療情報を管理しています。
多目的室	行事や懇談会等、集会を実施する際に使用します。

3. 職員体制

従業者の職種	人員基準	主な業務内容
施設長 (管理者)	1名	従業者・業務の一元的管理
医師	1名(非常勤)	入居者診療・保健衛生の管理指導
介護支援専門員	1名以上	入居者の課題把握・計画書作成
生活相談員	2名以上	入居者又は家族等の相談や助言等
看護職員	4名以上	医師の診療補助・入居者の看護等
機能訓練指導員	1名以上(兼務可)	機能訓練,看護・介護職員への指導
介護職員	33名以上	入居者の介護、相談及び援助
管理栄養士	1名以上	提供する食事の管理・栄養指導
調理員	4名以上(基準外)	調理全般
事務員	1名以上(基準外)	事務全般

4. 職員の勤務体系

従事者の職種	勤務時間
施設長 (管理者)	勤務時間(8:30~17:30)常勤で勤務
医師	医師①(グランてらす小平団地クリニック) 週1回来園(火曜日)非常勤で勤務 医師②※看取り期対応(つばさクリニック小平) 月1回以上来園 非常勤で勤務
生活相談員	勤務時間(8:30~17:30)常勤で勤務
介護支援専門員	勤務時間(8:30~17:30)常勤で勤務
介護職員	早番(7:00~16:00) 日勤(8:30~17:30) 遅番(10:30~19:30) 夜勤①(16:30~9:30) 夜勤②(16:00~9:00) 準夜勤(21:00~6:00)
看護職員	早番(8:00~17:00) 日勤(8:30~17:30) 遅番(9:00~18:00)
機能訓練指導員	勤務時間(8:30~17:30)常勤で勤務
管理栄養士	勤務時間(8:30~17:30)常勤で勤務
調理師	早番(7:00~16:00) 日勤(8:30~17:30) 遅番(10:00~19:00)
事務員	勤務時間(8:30~17:30)常勤で勤務

5. 施設サービスの概要（介護保険給付サービス）

種 類	内 容
施設サービス 計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状態とニーズに留意し、介護支援専門員が施設の専門職員(介護職員、看護職員、栄養士、相談員、医師等)と関係職員の意見を集約し個々の施設サービス計画を作成します。 ・施設サービス計画は入所後、定期的に作成します。 ・利用者及び利用者のご家族等は施設サービス計画の変更を申請することができます。再度心身の状態の変化を把握し必要があるときは計画の見直し・変更を行います。 ・利用者の心身の状態に著しい変化が生じた際は、計画を見直し・変更を行います。 ・施設サービス計画を作成・変更する際は利用者及びその家族等に説明を行い、同意を得ることとします。
食 事	<p>管理栄養士の立てる献立表により、利用者の嗜好や栄養バランス、身体状況に配慮した食事を提供します。</p> <p>食事時間 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 17：00～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生上食事の提供時間は提供開始後 2 時間とさせていただきます。 ・嚥下咀嚼状態に応じご本人に適した食事形態で提供します。 ・医師の指示に応じて疾病に対応した食事を提供します。
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴日に衣類の洗濯を行います。 <p>※家庭用洗濯機で洗濯が難しいものは、お持ち帰りいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シーツ・枕カバー・包布は週一回交換いたします。必要な場合は都度交換いたします。 ・夏季、冬季の年二回、掛布団の交換を実施します。 ・基本的な介護用品(車いす・歩行器・杖・介護用ベッド)は施設備品を提供します。個別性の高い介護用品については自己負担でご用意をお願いします。 ・居室内の床、洗面台の清掃は定期的に職員、または業者が清掃します。 ・居室内のご持参の機器のメンテナンス、修理はご家族様にご負担いただきます。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・週 2 回の入浴を行います。特殊浴槽、個人浴槽にて入浴を実施します。体調不良で入浴が出来ない場合は清拭を行います。 ・入浴日・時間帯については利用者の体調、職員体制や施設行事等の理由で変更することがあります。

排 泄	利用者の状況に応じて、使用物品や誘導の時間帯等、適切な介助方法で支援いたします。
着替え・整容等	利用者個々の生活リズム・生活習慣を考えて、着替え、整容が行えるよう援助します。
健康管理	<p>嘱託医により、月1回の往診で健康管理に努めます。また、緊急時等必要な場合には併設クリニックや協力医療機関を受診します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医が施設外での医療・入院が必要であると判断した場合、通院・入院していただきます。この場合医療保険の適応となり費用は全額ご負担いただきます。また、通院・入院する医療機関の選択は利用者または利用者の家族等に判断していただきます。ただし医療機関の受け入れ状況によっては希望に添えない場合がございます。 ・外部受診の医師の診断結果等は看護師または嘱託医にご報告いたします。 ・医療機関等の外部受診についてはご家族等による付き添いをお願いします。 ・年1回、定期健康診断を実施します。 ・施設で対応できる範囲を超えて、医療・治療が必要と判断された場合、施設サービスの提供ができない場合があります。
相談及び助言	利用者およびそのご家族からの相談について、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
緊急時の対応	サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他緊急時の対応が必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。また、緊急連絡先の順番に沿ってご家族等への連絡をとります。
レクリエーション	施設での生活を充実したものとするために、季節を感じられる行事やレクリエーションを行います。
看取り介護	利用者及び家族等のご意向に沿うよう「看取り介護指針」に基づき、看取り介護を実践します。
要介護認定の申請代行	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が要介護認定の申請を円滑に行えるよう支援します。 ・利用者が希望する場合は要介護認定の申請を代行いたします。

6. 介護保険給付以外のサービス

理美容サービス	理髪美容サービスを実施しています。ご希望に応じて有料で理髪いたします。
クラブ活動	趣味的なクラブ活動を定期的実施しています。希望者に参加していただくことができます。材料費として実費をいただく場合がございます。

7. サービス利用上の注意事項

面 会	<p>面会方法は規定時間内の対面面会及び事前予約制の面会ブース・オンライン面会を実施しております。対面面会の際は常時マスクの着用をお願いいたします。また面会中の家族の飲食は禁止とさせていただきます。（飲食は指定の場所をお願いいたします）</p> <p>感冒・感染症の流行に応じて面会を制限・禁止・施設が定める方法に変更することがございます。</p>
外泊・外出	<p>外泊及び外出は事前に（前日の17時までに）施設長に届け出をし、必要と認められた場合に可能となります。ただし、感染症の発生状況等の社会的な情勢を鑑みて外出・外泊を制限・禁止・施設が定める方法に変更することがございます。</p>
居室 設備器具の 利用	<p>利用者本人の心身の状態の変化や施設全体の入居者の心身の状態変化に応じて、必要な場合は現在の居室から他の居室に移動することがございます。</p> <p>施設内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声をかけて下さい。使用方法・用途に反して使用し、破損した場合弁償していただきます。</p> <p>床や壁等の居室内の設備で利用中に破損した場合は費用をご負担いただきます。（画鋲の使用はお断りしております）</p> <p>入院等で一定の期間にわたり利用者が不在になる場合、その居室を短期入所生活介護で使用することがございます。ご了承ください。家具や調度品で利用者の生活に危険を及ぼすものはお持ち込みいただけません。</p>
所持品の管理	<p>利用者本人の管理による紛失、盗難等に関しては当施設では責任を負うことは出来ません。個人での必要物品においては、原則、家族、身元引受人の方に用意していただきます。</p>
宗教 政治活動	<p>施設内で他の利用者や職員に対する宗教及び政治活動はご遠慮下さい。尚個人の範囲内での信条・宗教を制限するものではありません。</p>
動物飼育	<p>施設内へのペットの持ち込みはお断りします。</p>
暴力行為 ハラスメント	<p>認知症状等、利用者の状態に起因して、他の利用者及び施設職員に対する暴力行為、ハラスメント行為等の生活の安全を侵害する行為がみられた場合はサービスの提供を中止します。</p>
カスタマー ハラスメント	<p>事業所と利用者及び家族との良好な関係性の維持のためにカスタマーハラスメントの行動指針を採用しております。該当事由が発生した際には指針に則り、契約の終了、中止とさせていただきます。</p>

8. 火災・非常災害対策

施設では、火災・非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関と連絡を密にし、然るべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、それに基づき、年2回以上利用者・職員等の訓練を行います。

災害時の対応	別に定める消防計画による。
消火設備	スプリンクラー、屋内消火栓、防火扉、自家発電、誘導灯、自動火災報知機、消火器、非常通報装置、非常用電源
防災訓練	消火、通報、避難誘導等の訓練を定期的実施。
災害時の対応	広域避難場所である関東管区警察学校グラウンドへ避難。
消防計画	提出先 : 小平消防署 防火管理者 : 古寺 正敏

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族等、市区町村、都、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった対応、処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

事故 安全対策担当者	事故・安全対策担当者：施設長 政本光永 電話番号：042-313-8961
---------------	--

10. 感染症発生時の対応

感染症及び食中毒が発生した際には以下の対応をいたします。

利用者が感染症 又は食中毒を 発症した又は 疑いがある場合	利用中に発症又は発症の疑いがある場合、他利用者への感染拡大予防の観点から居室内で隔離させていただきます。家族等に連絡し、必要時は外部受診等の対応をお願いします。また感染症の状態によっては完治するまで利用を控えていただく場合がございます。また新型コロナウイルスや結核等の感染症が発生した場合、厚生労働省が定めるマニュアルに従って小平市に報告し、保健所の指示に従います。
利用者の家族が感 染症又は食中毒に 罹患した場合	利用者または利用者家族に発症又は発症の疑いがある場合、他利用者への感染拡大予防の観点から、症状が回復し感染の恐れがなくなるまでの期間、面会を控えていただきます。
職員等に感染症 又は食中毒を発症 した又は疑いが ある場合	職員等が発症または感染した疑いがある場合、出勤を中止し医療機関を受診します。厚労省が定める基準に則り、症状が回復し感染の恐れがなくなってから勤務を再開します。

<p>複数の利用者 職員が感染症 又は食中毒を 発症した場合</p>	<p>複数の利用者・職員に感染症・食中毒が発症した場合、厚生労働省が定めるマニュアルに従って小平市に報告し、保健所の指示に従います。</p> <p>利用者・家族等・関係機関には事業所の対応及び施設の状況について説明します。感染の恐れがなくなるまで面会を控えさせていただきます。</p>
--	--

1 1. 個人情報の保護

グランてらす小平団地は「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)グランてらす小平団地利用契約書」第11条に基づき、利用者及びその家族等の取得し保有するすべての個人情報の保護を図ります。

<p>利用目的の特定</p>	<p>利用者または家族から個人情報を取得し保有する際は、法人が定める「個人情報保護規定」に記載される目的を達成するために利用します。原則、利用者及び家族等の同意を得ずに、利用目的の範囲を超える利用はいたしません</p>
<p>家族の同意を得ずに個人情報を取り扱う場合</p>	<p>以下の場合には家族等の同意を得ずに個人情報を取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく場合。 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難なとき。 ・国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合であって本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
<p>個人情報の安全管理</p>	<p>法人が定める「個人情報保護規定」に基づき適正に個人情報の管理を行います。又、職員に対して指導・教育します。又、本人からの保有個人データの開示、訂正及び利用停止の請求があった際は法人の「個人情報保護規定」に基づき対応いたします。</p>

1 2. 個人情報の利用目的

<p>グランてらす小平団地(運営法人含む)内部で利用する際の目的</p>	<p><介護サービスの提供に関するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス及び相談支援の提供 ・利用料金及びその他の費用の経理・請求事務 ・入所・退所の管理 ・事故報告 ・苦情対応
	<p><介護サービス以外のもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生・ボランティアの指導 ・東京都及び小平市等に提出する統計資料の作成

	<p><介護保険請求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬の請求・受領に関する事務手続き ・その他の介護保険関係事務(利用料の口座引き落とし等)
--	---

<p>グランテラス小平 団地(運営法人含 む)以外の外部に 提供する際の利用 目的</p>	<p><居宅支援事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所との連携(サービス担当者会議・照会への回答等)
	<p><利用者にサービスを提供する他の介護サービス事業者・医療機関等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者にサービスを提供する他の介護サービス事業者・医療機関等との連携(サービス担当者会議・照会への回答等)
	<p><東京都及び小平市等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都及び小平市等との事業運営及び地域福祉の推進にかかわる連絡調整及び報告・相談
	<p><科学的介護情報システム(LIFE)></p> <p>厚生労働省が定める科学的介護の情報収集データベースに情報提供を行う場合。</p>
	<p><利用者の家族等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状態またはその他の報告
	<p><ボランティア></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアが活動する際の指導
	<p><実習生・研修生></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生・研修生への指導
	<p><業務委託先の事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎、医療、薬局、理美容等の外部業者または個人業者
	<p><保険者・国民健康保険連絡会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者・国民健康保険連絡会から介護報酬の收受。
	<p><外部監査機関・評価機関等></p> <p>事業所あるいは法人が福祉情報公開及び第三者評価を利用する場合。</p>
<p><金融機関等></p> <p>利用料の自動引き落としをする場合</p>	

1 3. 守秘義務に関する対策

施設及び職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、雇用契約の内容としています。

1 4. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し職員教育を徹底いたします。

1 5. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむをえない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族等への十分な説明をして、同意を得ると共に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由について記録します。

また、年に2回、身体拘束・虐待防止に関する研修を実施いたします。

1 6. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・ 苦情受付担当者：生活相談員 古寺 正敏 生活相談員 山口 裕子 介護支援専門員 森田 毅彦・ 苦情解決責任者：施設長 政本 光永 電話番号：042-313-8961・ 第三者委員 我謝 悟 電話番号：090-9134-5888・ 小平市高齢者支援課地域支援担当 電話便号：042-346-9539・ 運営適正化委員会（東京都社会福祉協議会） 電話番号：03-5283-7020・ 国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情相談窓口） 電話番号：03-6238-0177
--------	--

17. 協力医療機関・協力歯科医療機関

施設では、下記の医療機関にご協力いただいております。

嘱託医①

医療機関名：グランてらす小平団地クリニック
住 所：東京都小平市喜平町3丁目1番41号
連 絡 先：042-313-9510
診 療 科：内科・リウマチ科

嘱託医②

医療機関名：つばさクリニック小平
住 所：東京都小平市美園町2丁目6番2号当間ビル
連 絡 先：042-312-3556
診 療 科：内科・精神科

協力医療機関等

医療機関名：一橋病院
住 所：東京都小平市学園西町1-2-25
連 絡 先：042-343-1311
診 療 科：内科・外科・消化器外科・整形外科・泌尿器科・皮膚科等

協力医療機関等

医療機関名：山本病院
住 所：東京都清瀬市野塩1丁目328
連 絡 先：042-491-0706
診 療 科：内科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・精神科等

協力歯科医療機関

医療機関名：医療法人社団高輪会わかば歯科医院
住 所：東京都立川市若葉町4-1-1 エクセル M103
連 絡 先：0120-648-714

18. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

なお、緊急の場合には、「緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡致します。

19. 看取り介護について

当施設では看取り介護を実施しています。終末期を迎えられた方に対して、その身体的苦痛や精神的苦痛、苦悩を出来得る限り緩和し、利用者と家族が納得して日々の暮らしが営めることを目的として援助します。また、その尊厳に十分に配慮しながら終末期の介護について、心をこめてこれを行います。ただし、高度の医療処置を要するご状態（人工呼吸器の使用、頻度の高い喀痰吸引、栄養補給方法として末梢静脈点滴を希望される場合、その他当施設の嘱託医師が高度な医療処置を要する状態であるため看取り介護の実施が困難であると判断した場合）については、看取りケアの実施が困難であるため、外部医療機関等に移行いただきます。

サービス契約の締結にあたり、契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

説明者：特別養護老人ホームグランてらす小平団地

役職 生活相談員

氏名 古寺 正敏 ㊞

サービス内容の締結にあたり、上記のとおり説明を受け同意します。

<利用者>

住所

氏名 ㊞

<代理人>

住所

氏名 ㊞ 続柄:

<家族または身元引受人>

住所

氏名 ㊞ 続柄:

個人情報の取り扱いについて説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏名

㊞

<代理人>

住所

氏名

㊞

続柄:

<家族または身元引受人>

住所

氏名

㊞

続柄:

